

## 行方市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

平成30年11月26日  
令和3年11月25日改訂

行方市農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、行方市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 遊休農地の解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標面積

|                    | 管内農地面積   | 遊休農地面積 | 遊休農地の割合 |
|--------------------|----------|--------|---------|
| 3年前<br>(H30.4.1)   | 6,580 ha | 110ha  | 1.67%   |
| 現状<br>(R3.4.1)     | 6,470 ha | 148ha  | 2.29%   |
| 3年後の目標<br>(R6.4.1) | 6,370ha  | 108ha  | 1.69%   |

##### (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方

- ・農業委員と推進委員が連携して、利用状況調査、利用意向調査を実施し、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行う。
- ・農地利用状況調査の結果、再生利用困難な農地については、速やかに非農地判断を行う。

## 2. 担い手への農地利用集積について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

|                    | 管内農地面積   | 集積面積    | 集積率    |
|--------------------|----------|---------|--------|
| 3年前<br>(H30.4.1)   | 6,580 ha | 1,896ha | 28.81% |
| 現状<br>(R3.4.1)     | 6,470 ha | 2,164ha | 33.45% |
| 3年後の目標<br>(R6.4.1) | 6,370ha  | 2,280ha | 35.79% |

### (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・「人・農地プラン」の実質化における地域での話し合いの場に主体的かつ積極的に参加する。
- ・相対耕作状態になっている土地所有者に対し、メリットや手続き方法等を説明し、相対耕作の解消を図る。
- ・制度・集積補助金のPRをしながら、農地中間管理事業の積極的な活用の推進を図っていく。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

|           | 新規参入数 |
|-----------|-------|
| 現状（過去3年間） | 4     |
| 今後3年間     | 5     |

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- 新規就農者の支援や市・県等関係機関と連携し、参入の促進を図る。

## 4. その他 この指針は改選後に見直すことを原則とする。